



天川  
幼稚園

天川  
小学校

# はゆうえん入学おめでとう



天川  
小学校



広報

# てん かわ

2005

4

No.339

## 主な内容

議会だより	2
平成17年度天川村当初予算	3～5
黒滝村・天川村合併協議会を廃止	6
お知らせ	7～8
天川を学ば会	9

# 議会だより

## 平成17年 第1回定例会開会

平成17年第1回天川村議会定例会が、3月8日に召集され開会しました。

会期については3月17日までの10日間と定め、附議された議案について審議し、議案が可決されました。新年度予算案については、予算審査特別委員会を設置し、委員会附託として審議されました。3月17日に再開され本会議で委員長報告などが行われ、提出された議案すべてが原案どおり可決しました。本定例会に提出された議案は次のとおりです。

### 議決事項

#### 条約の改正

天川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に  
天川村祝い金交付条例の一部を改正する条例について

村税等によ滞納がない旨を証する条文の追加であります。

職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例について  
育児等を行う職員への早出遅出勤務の適用によるものです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

天川村税条例の一部を改正する条例について

天川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

天川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

天川村個別合併処理浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

交付金の支給に関する条文の追加であります。

天川村営住宅設置条例の一部を改正する条例について

村税に滞納がない旨を証する条文であります。

天川村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  
定数を改めるものであります。

天川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

#### 予算の補正

平成16年度一般会計補正予算（第5号）について

2,838万6千円を減額し、予算総額を29億7,848万8千円としました。歳入では、地方交付税、国庫支出金、繰入金を増額し、県支出金、財産収入、諸収入、村債を減額しています。歳出では、総務費では助成金を増額し、参議院議員選挙、村議会議員選挙費の減額であります。

民生費では繰入金を増額し、工事費、扶助費を減額しております。

平成16年度天川村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

3,204万円を増額し、予算総額2億4,301万1千円とするもので療養給付費の高騰により補正を行ったものです。

平成16年度天川村国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第3号）について

744千円を追加し、総額を2億3,871万3千円とするもので、診療収入、県支出金を増額、繰入金を減額し、歳出では手数料を減額し、医療材料費を増額しております。

平成16年度天川村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

7,037千円を追加し、総額を1億8,993万9千円とするもので国庫支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金を増額し、歳出では介護サービス給付金、償還金を増額しています。



# 平成17年度天川村当初予算

**総額** 48億 3,770万3千円

**一般会計** 32億3,383万7千円  
(前年比14.24%増)

**特別会計** 16億 386万6千円  
(前年比8.97%増)

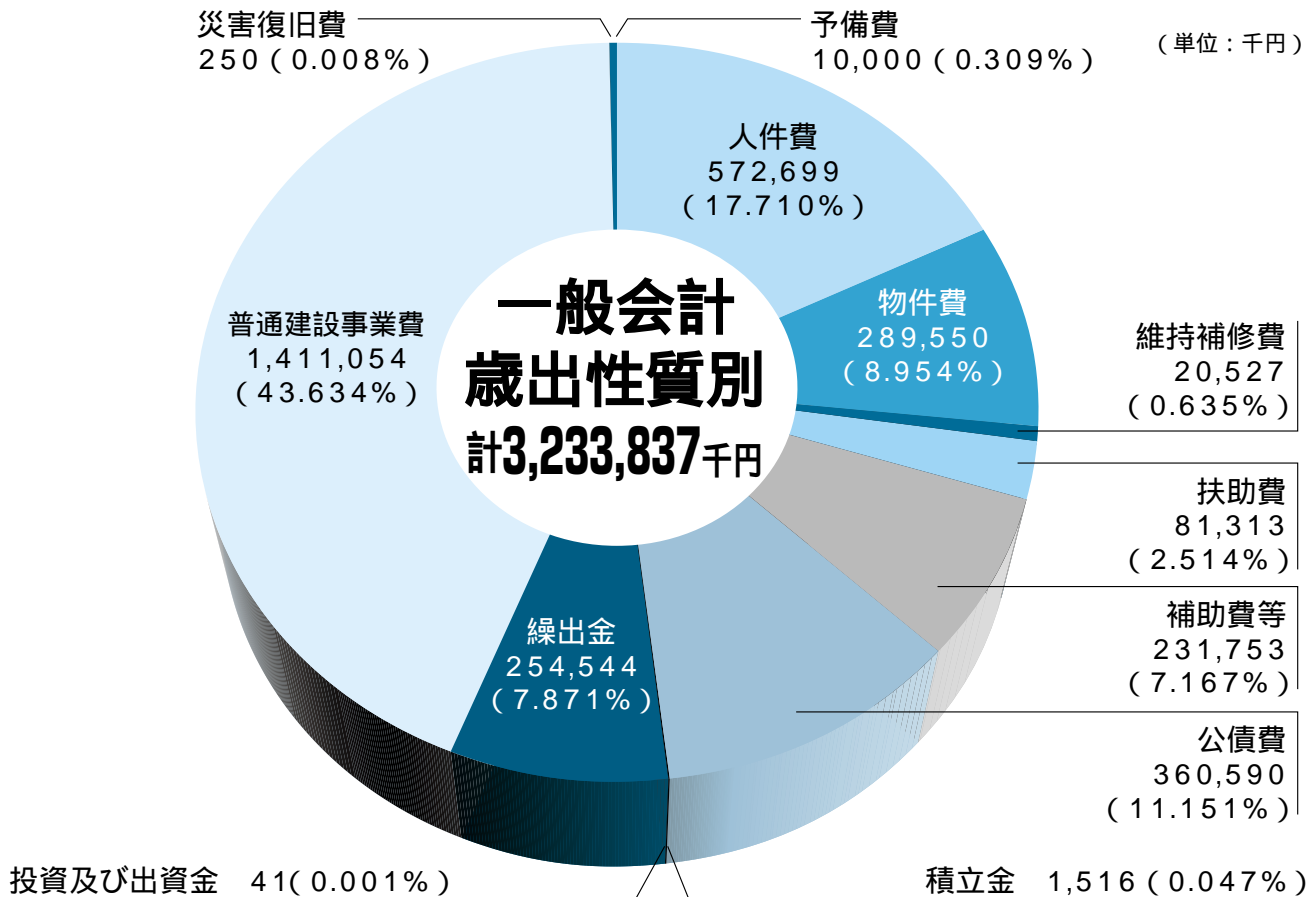
## 特別会計

会 計 名	予 算 額 (単位:円)	前 年 比
国民健康保険事業勘定特別会計	239,739,000	2.37%
老人保健特別会計	401,247,000	1.58%
介護保険特別会計	188,580,000	3.52%
国民健康保険直診勘定特別会計	210,714,000	13.94%
洞川簡易水道事業特別会計	21,023,000	6.92%
栃尾簡易水道事業特別会計	2,441,000	7.01%
下水道事業特別会計	170,183,000	4.17%
分収造林事業特別会計	700,000	218.18%
温泉施設等特別会計	129,537,000	12.48%
中央簡易水道事業特別会計	239,702,000	270.90%
特別会計合計	1,603,866,000	8.97%

## おもな事業（一般会計）

総務費	民生費	衛生費	農林水産業費
村長選挙費 農業委員会委員選挙費 まちづくり交流事業 ふるさと創生事業 電算システム保守管理費	国保事業・直診会計操出金 老人保護措置費 老人保健会計操出金 介護保険会計操出金 介護予防・生活支援事業 村社会福祉協議会補助金 身体障害者保護措置費 他	各種健康診査委託事業 簡易水道事業操出金 保健センター管理費 南和広域衛生組合負担金 し尿運搬処理等委託料 他	地籍調査委託料 林業労働者退職金掛金補助金 林道維持管理事業補助金 アメノウオ養殖事業
商工費	土木費	消防費	教育費
総合案内・自然環境巡視事業 資料館維持管理費 エコ・ミュージアムセンター管理費 温泉施設等会計操出金 観光施設等維持補償費 村商工会運営補助事業 観光施設委託事業	沢谷橋架設事業(上部工) 下水道事業操出金 道路維持補修事業 公営住宅管理費	中吉野広域消防組合負担金 消防施設補修事業 消防団・山岳救助隊交付金事業	天川小学校建設事業 小・中学校校舎等維持補修事業 スクールバス維持管理費 幼稚園・公民館等維持管理費 村人権教育推進協議会補助 文化財補修等補助事業 給食施設維持補修事業

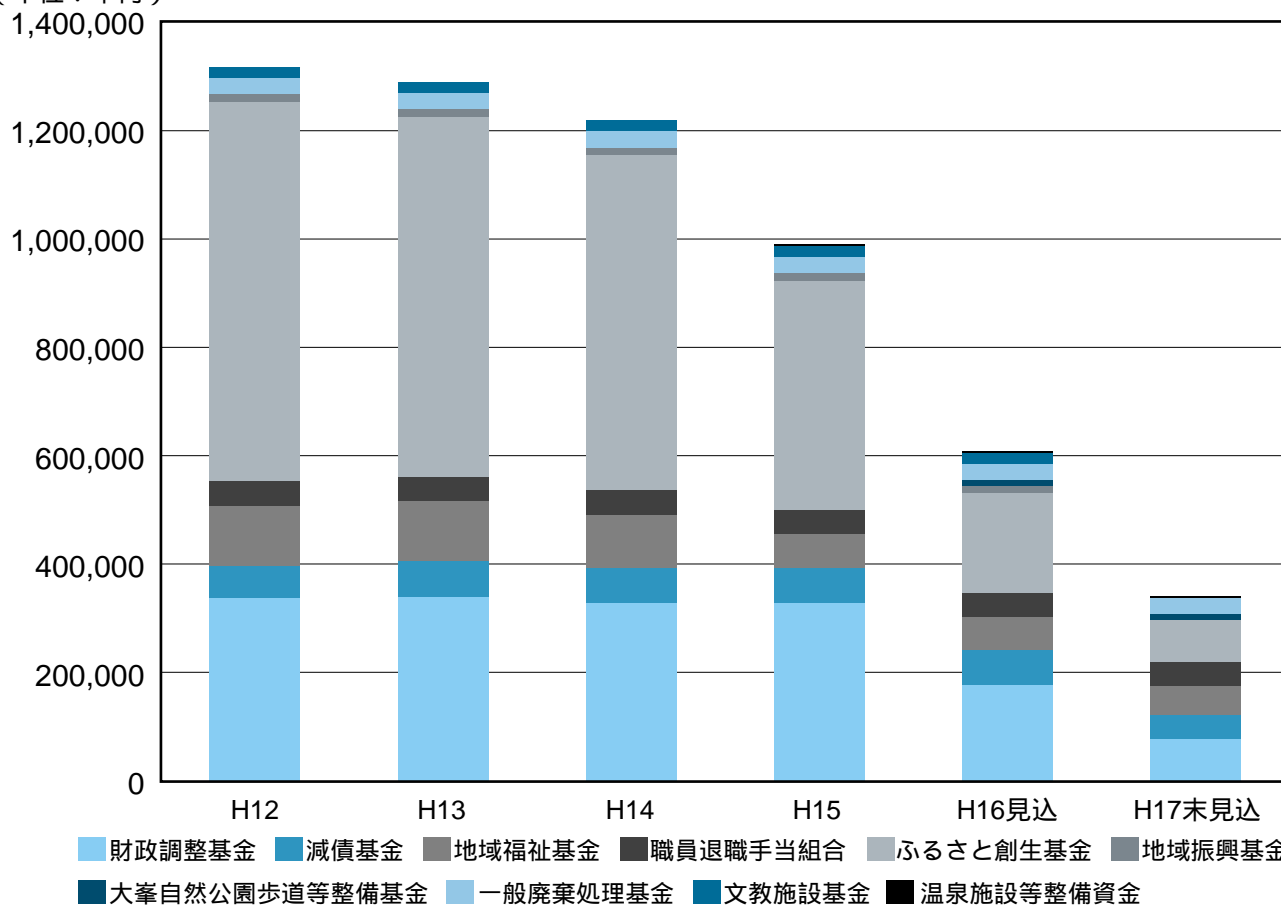
本年度は骨格予算のため政策的経費は除いています。



## 基金現在高の推移

	H12	H13	H14	H15	H16見込	H17未見込
財政調整基金	338,760	340,218	328,872	329,496	177,331	78,828
減債基金	58,047	65,406	63,745	63,778	63,812	43,847
地域福祉基金	110,598	110,598	98,798	61,298	61,298	52,193
職員退職手当組合	45,082	45,206	45,272	45,336	45,401	45,467
ふるさと創生基金	699,050	662,244	616,275	422,223	182,775	77,144
地域振興基金	13,564	13,632	13,669	13,706	13,743	38
大峯自然公園歩道等整備基金					10,000	10,000
一般廃棄処理基金	29,933	30,059	30,134	30,210	30,286	30,362
文教施設基金	20,217	20,315	20,341	20,359	20,377	396
温泉施設等整備資金	0	0	0	3,000	3,000	3,001
小 計	1,315,251	1,287,678	1,217,106	989,406	608,023	341,276
土地開発基金	142,958	143,479	143,783	144,087	144,395	144,395
奨学資金	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
合 計	1,472,209	1,445,157	1,374,889	1,147,493	766,418	499,671

(単位：千円)



## 3月31日をもって 「黒滝村・天川村合併協議会」を廃止

昨年6月に黒滝村との2村合併を検討する任意の協議会を立ち上げて以来、9月に法定協議会を設置し、本格的に新村のあり方を検討・協議してまいりましたが、残念ながら平成17年3月31日をもって廃止しました。

これをもって、当面は「天川村」単独での行政運営を決定いたしました。

黒滝村では、平成17年3月17日の黒滝村定例議会において「黒滝村・天川村合併協議会の離脱について」を追加提案し、賛成多数で可決されました。これを受けて黒滝村長から合併協議会長（天川村長）に対して報告があり、直ちに（3月24日）天川村山村開発センターにおいて開催された第7回合併協議会で協議の結果、平成17年3月31日をもって黒滝村・天川村合併協議会を廃止することが確認されました。

この合併協議会は2村のみで構成されており、片方の村（黒滝村）が離脱を議決した以上、協議会を存続させる意義がなくなり、廃止をせざるを得なくなったものです。（その後、平成17年3月30日に開催された両村の臨時議会において、合併協議会廃止の議決を経て、県知事への届け出等の手続きを行い正式に廃止となりました。）

これまでに、何かとご尽力頂いた委員や村民の皆様には誠に申し訳ございませんが、今回、残念ながら合併協議会の廃止をご報告いたします。

全国で市町村合併がすすみ、全国の市町村数がこれまでの3分の2以下の数となる2千を切る見込みとなったとの報道もあり、次は、都道府県の合併（道州制）も検討されている状況であります。

一方、国、都道府県、市町村とも、依然、厳しい財政運営を強いられ、特に、人口規模の小さい町村においては、より一層、危機的な財政状況となっているところであります。残念ながら、黒滝村との合併が破綻した今、住民のみなさんと行政が一体となって厳しい行財政改革を断行し、次世代に誇れる天川村を育てていくときかと思えます。

役場では、行財政改革検討委員会を立ち上げ、行財政改革について積極的に検討を行っております。既に、直ぐにでも出来る改革、改善については、実施しているところであります。

村民の皆様には、何かと、ご迷惑や不便をおかけすることが多々あるかと思えますが、これも次世代に耐える天川村のためと、ご理解を賜り、ご支援、ご協力のほどお願いいたします。

## 前車谷議長全国・県町村議長会長表彰

去る、2月9日開催の全国町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会長特別功労者表彰を、また3月29日開催の奈良県町村議会議長会定期総会において、奈良県長村議会議長会長より、自治功労者表彰を受彰されました。誠におめでとうございます。今後とも、健康に留意されまして、村民の代表として村政発展のためにご活躍されますことをご期待申し上げます。

## 自動車税の納期限は5月31日(火)です。

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書は5月2日(月)に発送しますので、5月31日(火)までに納めてください。住所を変更された場合は、奈良県税事務所(自動車税第一課)への届出と運輸支局での変更登録手続きが必要です。他府県ナンバーの方は奈良ナンバーに登録変更しましょう。

### 休日、夜間県税納付・相談窓口を開設します

日時：5月28日(土)、29日(日) 9:00~17:00

5月30日(月)、31日(火) 17:30~20:00

場所：奈良県税事務所(☎0742-26-1177)

高田県税事務所(☎0745-22-1701代)

桜井県税事務所(☎0744-43-3131代)

吉野県税事務所(☎07463-2-2687)

### 休日県税出張納付・相談窓口を開設します

日時：5月28日(土)、29日(日) 9:00~17:00

場所：奈良ファミリー 1階 らくだ広場

(奈良市西大寺東町2丁目4-1)

ダイヤモンドシティ・アルル 2階 ジャスコ前通路

(橿原市曲川町7丁目20-1)

出張窓口で納税される場合は、必ず納税通知書を持参ください。

〔問い合わせ先〕

奈良県税事務所 自動車税第一課 ☎0742-26-1177

# 再発!!奈良県内において被害急増中!!

## 消火器の悪質訪問販売・点検にご注意下さい!

再び各地で悪質な消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています! 不適切な点検を行う業者の手口は巧妙であり、高額な消火器を販売したり不適切な点検を行い高額な金額を請求したりします。

また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定することが出来ないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止するには、各家庭や事業所等の関係者が改めて次の事に十分注意しておくことが重要です。

### 悪質な訪問業者の手口とトラブル防止のための注意点

#### 事例1

一般家庭では、女性やお年寄りしかいない日中などに訪問して「消防署の方から来ました」とか、「法が改正されて一般家庭にも消火器の設置が必要です」などと設置義務のない一般家庭に言葉巧みに高額な消火器を販売する。

被害に遭わないためにも知っておいていただきたいことは・・・

**消防署では、消火器の斡旋、販売や点検は一切行っていません。**

**法律では一般家庭に消火器の設置義務はなく、また消火器を点検する義務はありません。**

(ただし、消火器には有効期限がありますので、有効期限切れにはご注意ください。)

#### 事例2

医療機関、学校、事業所(支店や出張所等)や寺院等の消火器を多く設置している施設を狙って、その施設の契約している点検業者のように装って消火器を高額に販売または不適切な点検や薬剤の詰め替えを行い高額な料金を請求されます。

悪質業者の手口は・・・

**特に消火器の多く設置している事業所(支店や出張所等)、学校、幼稚園等が狙われます。**

**出入りしている点検業者を巧妙に装います。訪問前に電話をかけて信用させたり、本社等からの依頼のように装います。**

**点検の承諾をあいまいにすると素早く消火器を集めだしたり、正規の点検業者の点検内容を見て、点検の理由をでっちあげます。**

**内容を説明せず、一見合法的な書面に署名、捺印を求めます。**

点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認、契約業者でない場合は・・・

**業者が訪問した際に、身分証明の掲示を求め、正規の契約業者であるか確認してください。**

**購入や点検ははっきり断りましょう。**

**契約書に署名、押印はしない。**

**業者を不審に思った場合は、直ちに最寄りの消防署に連絡し相談してください。**

中吉野広域消防組合 大淀消防署 0747-52-1199

下市消防署 0747-52-2299

黒滝出張所 0747-62-2299

天川出張所 0747-63-0299

<http://www.nakayoshino.or.jp/>



第1・2話で紹介いたしました、天川村の指定文化財の御醍醐天皇坐像・十一面観音像・栃尾の円空仏に引き続いて、今回は、来迎院の大日如来座像・不動明王尊像及び二童子立像・千手観音立像をご紹介します。

## 来迎院（天川村坪内）



大イチョウ（県天然記念物）と来迎院



大日如来座像

# 天川を学ぶ会 第三話

### 大日如来座像(上の右の写真) 時代 室町時代 法量 像高45.0 総高136.0



本像は、真言密教法界のうち胎藏界に属する大日如来像で、天河大弁財天伽藍のうち多宝塔の本尊仏である。

かんがん かんじつ  
嵌眼、乾漆製、室町期の優品で、台座、光背共に当初のものとして保存もよく貴重である。寛保3年の調査書に安阿弥の作と記してある。

### 不動明王尊像及び二童子立像(左の写真)

時代 平安末～鎌倉初期 法量 中尊162.0 脇立98.4

等身大の堂々として気魄に満ちた見事な木像である。刀法もさ冴え、肉付（モデリング）もたしかで不動の名にそむかない。火焰は大きく頭上高く燃え上って右になびき、鋭いひらめきを感じしめる。

こんがら せいたか  
矜迦羅、制多迦の二童子もそろって出来がよい。[大和の天の川]誌

### 千手観音立像(右の写真)

時代 室町末 法量 像高 158.40

脇土 地藏菩薩 69.30

多聞天王 70.95

脇立ちとして地藏菩薩、多聞天王を

従えた密教像であり、もとは天河大弁財天伽藍中観音堂＝三間×四間、天正10年建立...寛保3年調査による＝の本尊仏である。

本像には背部に刻銘があり、それによれば京都森御殿末寺肥前資内山大乗坊院主大河内ともよし具良が自門の隆盛を願って、天正3年5月吉日の佳日を期して寄進したものであり、おそらく大峯の三大行事花供入峯を朴しての事と思われる。



# 「子供が育つ魔法の言葉」

ドロシー・ロー・ノルト（アメリカの女性博士）

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる  
とげとげした家庭で育つと、子どもは、乱暴になる  
不安な気持ちで育てると、子どもも不安になる  
「かわいそうな子だ」と言って育てると、子どもは、みじめな気持ちになる  
子どもを馬鹿にすると、引っ込み思案な子になる  
親が他人をうらんでばかりいると、子どもも人をうらやむようになる  
叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思うってしまう  
励ましてあげれば、子どもは、自信を持つようになる  
広い心で接すれば、キレる子にはならない  
誉めてあげれば、子どもは、明るい子に育つ  
愛してあげれば、子どもは、人を愛することを学ぶ  
認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる  
見つめてあげれば、子どもは、頑張り屋になる  
分かち合うことを教えれば、子どもは、思いやりを学ぶ  
親が正直であれば、子どもは、正直であることの大切さを知る  
子どもに公平であれば、子どもは、正義感のある子に育つ  
やさしく、思いやりを持って育てれば、子どもは、やさしい子に育つ  
守ってあげれば、子どもは、強い子に育つ  
和気あいあいとした家庭で育てば、子どもは、この世の中はいいところだと思えるようになる



## B C G接種は乳児6か月までに

結核予防法が改正され、今年度からB C G接種の方法が変わります。  
従来は4歳までにツベルクリン反応検査で結核の免疫を調べ、「陰性」と判定した乳幼児にB C G接種が行われてきました。  
しかし、今回の改正では、まず接種の対象が「6ヵ月までの乳児」に変更されました。また、乳児は陰性であることが多いので、ツベルクリン反応検査はせずに、詳しい問診と診察をした後、B C G接種をすることになりました。

この変更は、乳児が結核を発病すると大人より重症になりやすいため、その防止を第一に優先したものです。  
仮にすでに免疫を持っている乳児にB C G接種をしても、接種した部位が腫れる程度で、免疫の状態やからだが悪くなることはありません。それよりも、免疫を持たないまま成長し、結核性髄膜炎や粟粒結核などの重い病気になる方が問題です。

赤ちゃんが生まれたら、必ず6か月になるまでにB C G接種を受けてください。乳児との外出は、時間的にも体力的にも大変ですので、周囲の人も保護者に協力してあげてください。

さらに、結核の予防と早期発見に向け、これまで以上に乳児の健康状態の観察が大切になります。また小児結核の90%は近親者からの感染ですので、近親者の情報提供と健康管理も重要になります。

ご不明な点は、かかりつけの医師や市町村の保健センターなどにご相談ください。

奈良県医師会

平成17年4月1日付

# 人事異動

(カッコ内は旧)

▶ 参事

総務課参事 赤井公司 (総務課参事、黒滝村・天川村合併協議会事務局勤務)

▶ 課長補佐級

教育委員会課長補佐 畠中稔 (総務課長補佐、黒滝村・天川村合併協議会事務局勤務)

▶ 一般職

総務課主査 辻寿人 (総務課主査、黒滝村・天川村合併協議会事務局勤務)

▶ 労務職

建設環境衛生課 奥田巖夫 (建設環境衛生課、南和広域衛生組合勤務)

建設環境衛生課 今西輝美 (建設環境衛生課、南和広域衛生組合勤務)

建設環境衛生課 霜辻浩章 (建設環境衛生課、南和広域衛生組合勤務)

## 地域福祉ボランティア基金

金100,000円

洞川 亀谷 文栄様

(亡夫、光男様供養として)

ありがとうございました

毎月11日は

「人権を



確かめあう日」です

## 職場でのトラブルでお困りの方へ

労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争は、単に法令、判例を知らないことや、誤解に基づくものも多く、関連情報を入手し相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止することができる場合があります。

奈良労働局では、解雇・労働条件、セクハラなど、職場で生じた個別の労使間のトラブルについて、迅速かつ適切な解決を図るため、無料で相談・情報の提供を行っています。また、労働局長の「助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん制度」もありますので、お気軽にご相談ください。

奈良労働局管内には以下の3カ所に総合労働相談コーナーを設置しています。  
(相談は、電話でもお受けいたします。)

奈良労働局総合労働相談コーナー

所在地 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎 ☎0742-32-0202

奈良総合労働相談コーナー

所在地 奈良市高畑町552番地 奈良労働基準監督署内 ☎0742-23-0435

葛城総合労働相談コーナー

所在地 大和高田市大中393番地 葛城労働基準監督署内 ☎0745-52-5891

# 写真館

## 天川村広瀬地区

撮影日 平成17年4月11日  
 撮影者 花谷千恵美さん



## 大峯山寺巡業



大峯山寺護摩焚き

## 天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。

ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように

郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。

共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが清らかで力強さのある流れのように

スポーツに汗を流し、働く厳しきの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。

自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

### 天の国 木の国 川の国



村の花  
オオヤマレンゲ



村の木  
杉



村の鳥  
コマドリ

発行 / 天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地  
 TEL: 0747-63-0321 FAX: 0747-63-0329 企画・編集 / 広報係(内線220)  
 URL: http://www.vill.tenkawana.nara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawana.nara.jp

## 広報 てんかわ

平成17年4月30日発行 通巻339号

人口 2,069人(-31)男969人(-14)女1,100人(-17)  
 世帯数 822戸(-8)  
 2005年3月31日現在( )内は前月との比較